

児童虐待防止対策に係る提言

令和2年1月

児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会

1 はじめに

子どもや家庭を取り巻く環境は、その時々々の社会状況に大きく影響を受けるものであるが、本来、生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもは適切な養育を受けて発達が保障される権利を有するとともに、その自立が保障されるべきである。

しかしながら、近年、県内や全国的にも児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加が見られるほか、尊い命が失われる痛ましい事件が起こっているなど、児童虐待が子どもの健全な育成を阻害している状況が一段と顕在化しており、憂慮すべき状況となっている。

平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、子どもが権利の主体であることや子どもの家庭養育優先原則など、児童福祉法の理念が明確化されたほか、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応から自立支援に至る一連の施策の強化が図られた。さらに、痛ましい事件の発生を受け、国では、平成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を取りまとめるなどの対策が講じられたほか、令和元年6月には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者等からの体罰の禁止などの子どもの権利擁護や、児童相談所の体制強化、関係機関との連携強化等の措置が講じられた。

富山県においても、こうした国の動きにも適切に対応しつつ、改めて富山県の実情に応じた児童虐待防止対策を検討することが必要であるとの認識に立ち、本検討委員会では、児童相談体制強化専門部会での検討も含め議論を深め、児童虐待防止対策の更なる充実・強化のため、今後取り組むべき具体的な方策を取りまとめた。すべての子どもたちの健やかな成長を願って、これを提言するものである。

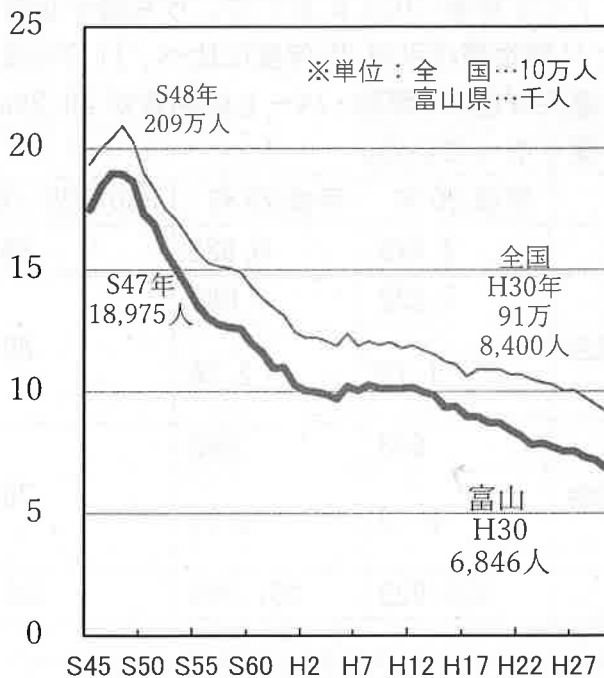
2 現状と課題

(1) 社会情勢

① 少子化、核家族化等、子ども家庭をめぐる社会情勢の変化

○ 出生数は、昭和47年をピークに減少傾向にあり、平成13年に1万人を割り込み、平成23年には8千人を、平成30年には7千人を割り込み、6,846人となっている。合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、平成30年は1.52と、全国値1.42を上回っているが、県民の希望出生率1.9との間にギャップが生じている。また、人口に占める15歳未満の子どもの割合（年少人口割合）は、平成22年13.0%、平成27年12.2%（平成30年11.6%）と、年々低下しており、少子化が進んでいる。

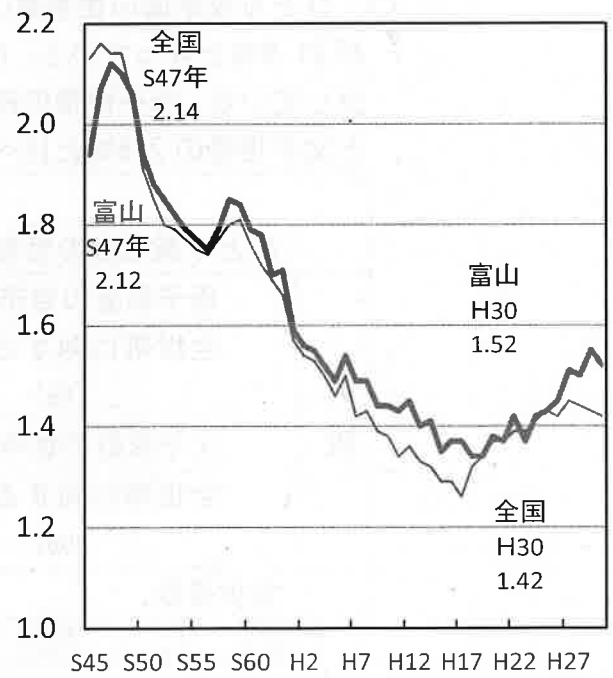
◎出生数の推移（全国・富山県）



S45 S50 S55 S60 H2 H7 H12 H17 H22 H27

資料：人口動態統計(厚生労働省)

◎合計特殊出生率の推移(全国・富山県)

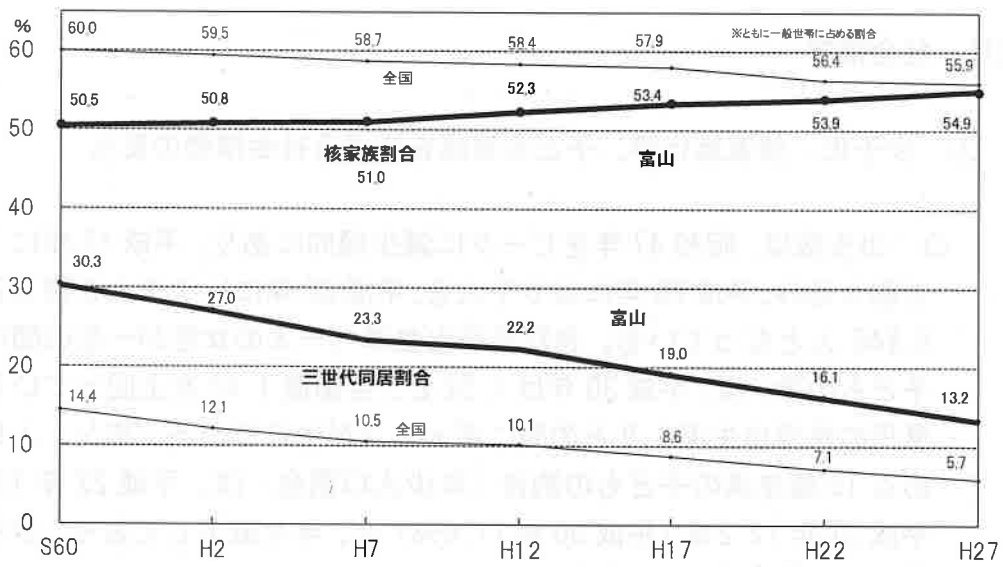


S45 S50 S55 S60 H2 H7 H12 H17 H22 H27

資料：人口動態統計(厚生労働省)

○ 三世代同居世帯は13.2%と全国に比べ高い割合（全国順位5位）となっているが、一世帯あたりの人員は減少しており、核家族世帯の割合が年々増加し、全国平均に近づいている。

◎三世代同居世帯比率及び核家族世帯比率の推移(全国、富山県)



資料:国勢調査(総務省)

- ひとり親家庭の世帯数は、7,875世帯(H30.5.31)で、うち母子世帯が91.8%となっている。ひとり親世帯は平成25年度に比べ、11.7%減少している。母子世帯の母の雇用形態は、臨時・パートの割合が26.2%と父子世帯の2.6%と比べて高くなっている。

		平成30年	平成25年	H30/H25 (%)
ひとり親家庭の世帯数		7,875	8,922	88.3
内訳	母子家庭の世帯数	7,232	8,082	89.5
	全世帯に対する割合 (%)	1.79	2.06	
	父子家庭の世帯数	643	840	76.5
	全世帯に対する割合 (%)	0.16	0.21	
全世帯数		404,929	391,799	103.4

注:全世帯数…富山県人口移動調査(各年10月1日現在)

ひとり親家庭の世帯数…市町村が把握している世帯数(児童扶養手当受給資格者、ひとり親家庭医療費助成事業の対象者等をもとに把握)を集計した推計値

② 子どもの貧困、いじめ、不登校等、子どもをめぐる課題の多様化

(子どもの貧困の状況)

- 平成28~29年度にかけて8市において実施された子どもの貧困に関する実態調査によると、「相対的低所得層」の子どもの割合は、小学校

5年生が7.7%、中学校2年生が7.6%となっている。また、生活保護世帯における19歳以下の子どもの占める割合は0.1%で、全国(1.2%)に比べ低い水準となっている。

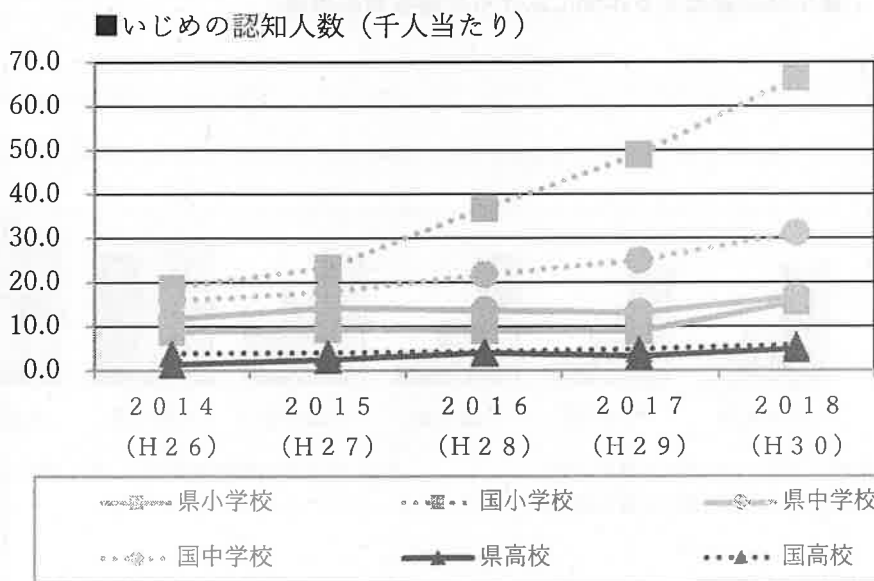
区分		8市合計
小学校5年生	① 集計世帯数	2,706
	② 等価世帯収入の中央値(万円)	306.2
	③ 中央値の50%(153万円)以下の額の世帯数	208
	④ ③の割合	7.7%
中学校2年生	①集計世帯数	2,754
	②等価世帯収入の中央値(万円)	325.0
	③中央値の50%(162万円)以下の額の世帯数	210
	④ ③の割合	7.6%

※国民生活基礎調査による「相対的貧困率」

- ・集計世帯数：24,604世帯(富山県348世帯)
- ・等価可処分所得の中央値：245万円
- ・貧困線：122万円
- ・子どもの貧困率(17歳以下)：13.9%

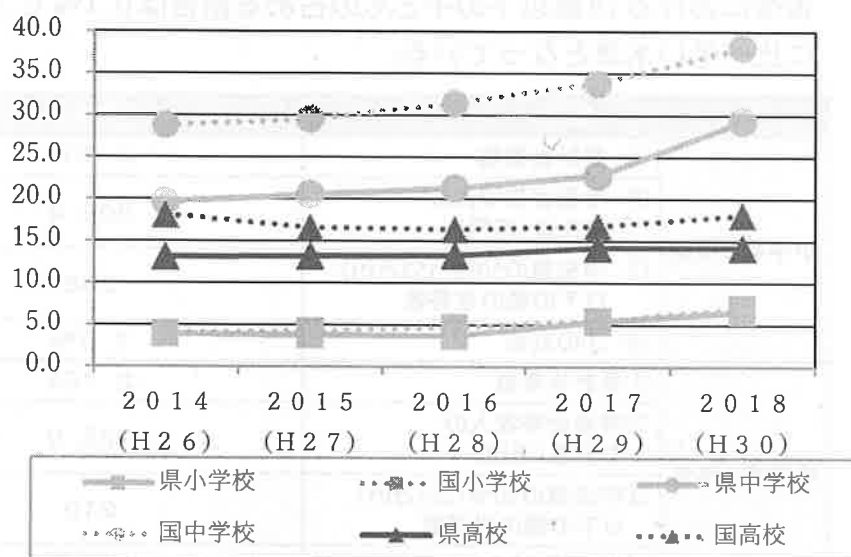
(いじめ、不登校)

○ 県内の小中学校のいじめの認知人数及び不登校児童生徒数は近年増加している。



資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

■不登校の人数（千人当たり）

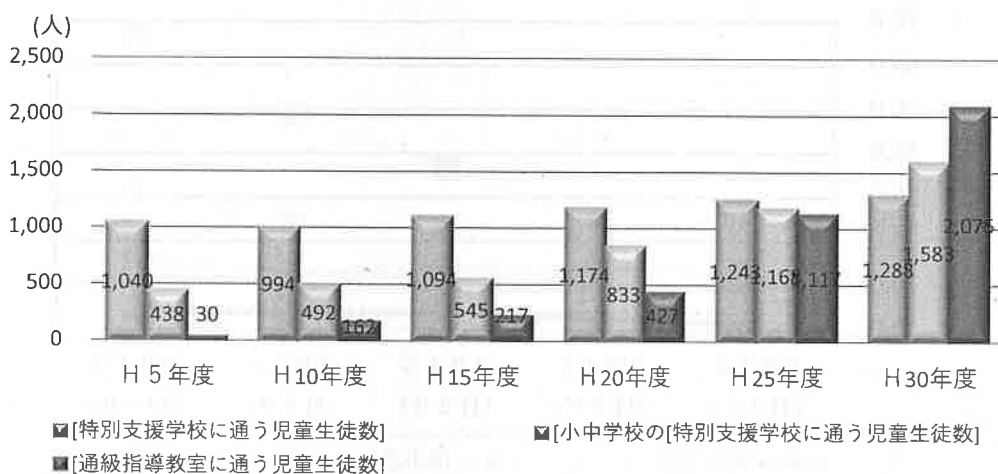


資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

（特別支援教育の状況）

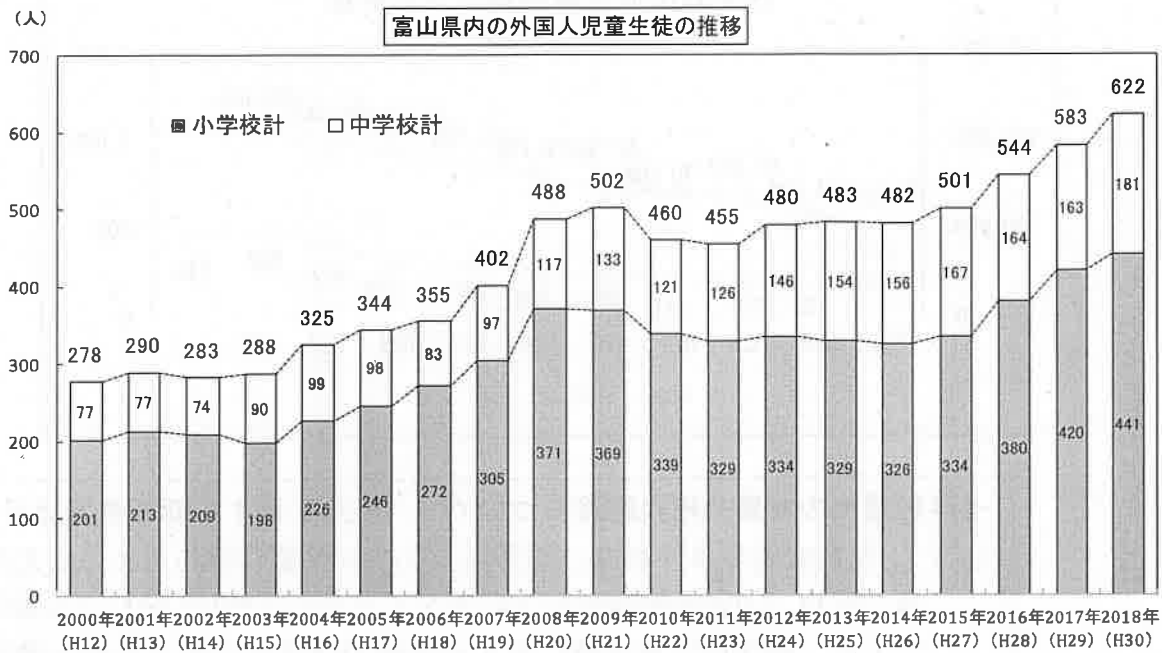
○ 近年、特別支援学校等において特別支援教育を受ける児童・生徒数が大幅に増加しており、支援ニーズが高まっている。

●平成の過去25年間における在籍者数の推移



（外国人児童生徒の状況）

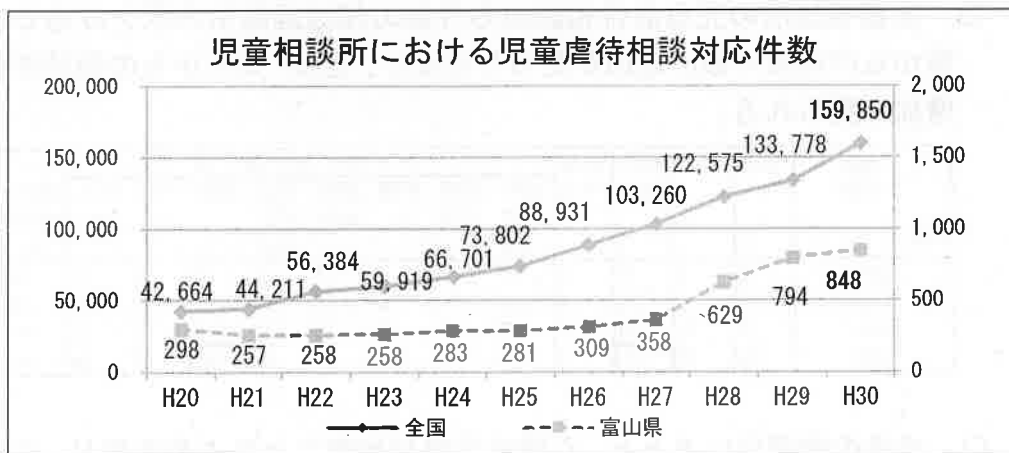
○ 県内の小中学校に通っている外国人児童生徒数は、平成30年5月1日現在で622人となっており、近年増加傾向にある。

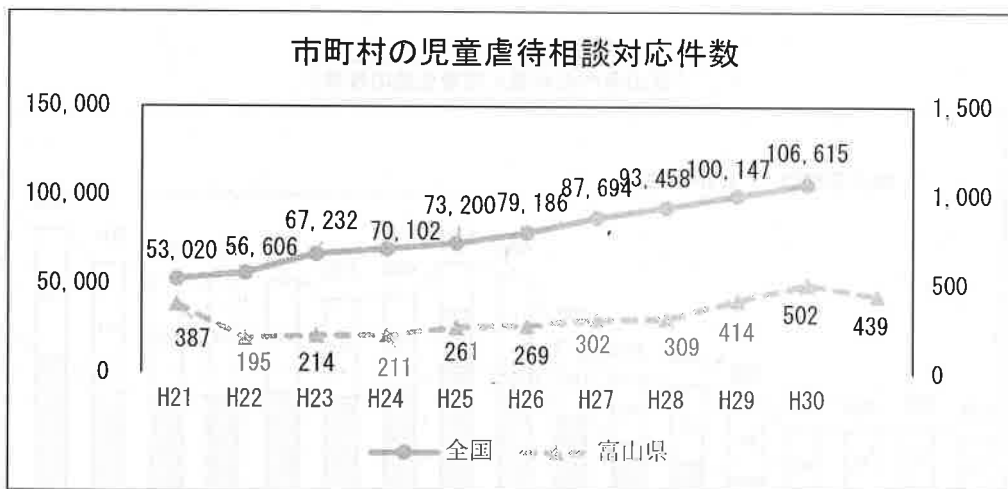


各年5月1日時点
資料出所: 文部科学省「学校基本調査」

(2) 児童虐待の現状

- 全国的に児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加している。富山県においても、平成30年度は848件と、前年度を6.8%上回り、過去最高となっている。人口千人あたりで見ると、0.8件であり、全国平均(1.3件)を下回っている。





＜件数増加の背景や相談経路について＞（R元8月1日報道発表より）

(1) ①児童虐待の事件報道、②児童福祉法や児童虐待防止法の改正内容の周知、③児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化(189)の広報等により、県民の児童虐待に対する意識が高まってきていると考えられること。（「近隣、知人」からの通告が増加している）

(2) 国や県等における児童虐待防止対策の強化などにより、面前DV（※）等の心理的虐待に関するもの等について、警察から児童相談所への通告件数が増加するなど、関係機関と児童相談所が情報共有して連携する対応が進んできていること。

（※）面前DV：子どもの前でDVなど家族に対する暴力を見せること。心理的虐待に該当する。

○ 児童相談所の児童虐待相談対応件数の相談経路別内訳をみると、警察からの相談件数の増加が見られるほか、近隣・知人からの相談件数の増加が見られる。

年度	相談経路	家族	親戚	近隣知人	児童本人	関係機関								関係機関計	計
						市町村窓口等	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他		
H27		76	0	35	1	57	0	1	11	24	63	71	19	246	358
H28		66	2	34	5	145	1	0	16	45	232	45	38	522	629
H29		73	11	74	5	125	2	0	22	44	316	71	51	631	794
H30		61	12	137	7	109	0	0	17	30	361	58	56	631	848

○ 虐待の種類別にみると、心理的虐待が半数以上を占めており、大きく増加している。特に、心理的虐待にあたる面前DVに関する相談件数が多くなっていると考えられる。

年度	相談種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
H27		97	6	135	120	358
H28		136	12	287	194	629
H29		177	2	379	236	794
H30		175	3	455	215	848

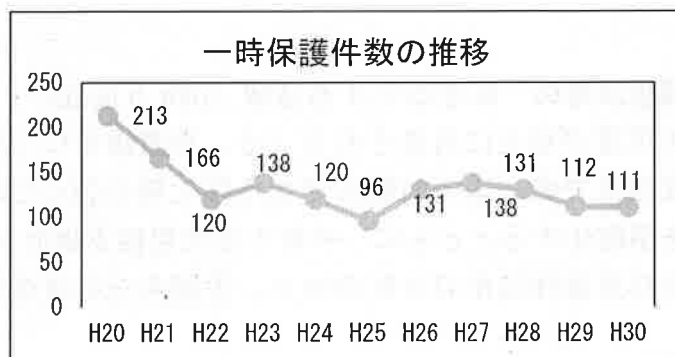
- 相談対応状況別にみると、施設入所等が必要な比較的重篤な事案は増加しておらず、助言指導が多くなっている。

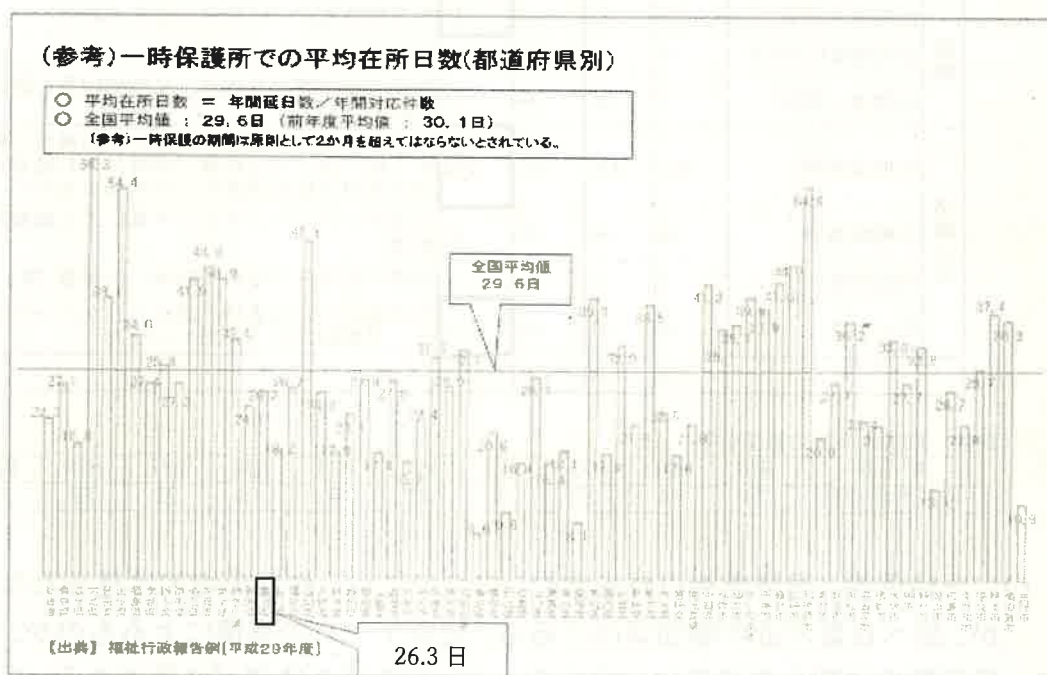
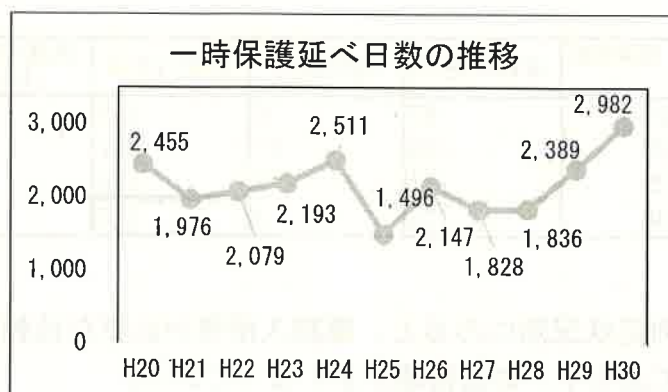
対 応		H27	H28	H29	H30	備考
措置	①施設入所等	23	22	26	22	児童養護施設、乳児院、里親委託等
	②児童福祉司指導	8	9	23	14	児童福祉司による指導
	③訓戒・誓約	3	40	38	41	保護者等に訓戒を加え、又は誓約書を提出させるもの
措置以外	④助言指導	251	448	545	578	児童・保護者への面接など1～3回程度の助言・指示等による指導（市町村への助言（要保護児童対策地域協議会への参加を含む））
	⑤継続指導	44	56	65	42	心理療法やカウンセリング等による継続的な指導
	⑥他機関あつせん	3	13	15	27	児童の転居先の児童相談所への移管等
	⑦その他	26	41	82	124	安全確認がされ虐待と認められなかったもの、措置解除がされたものなど
計		358	629	794	848	

(参考) 施設入所等の措置件数

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
相談対応件数	29	24	25	19	22	9	15	23	22	26	22

- 一時保護（児童虐待以外を含む）については、件数の増加は見られないが、延べ日数が近年増加傾向にある。個別ケースの事情によるものか、保護期間の長期化の傾向によるものかは、引き続き注視が必要である。なお、一時保護の平均在所日数は、全国平均を下回っている。





(3) 国の動き

○ 児童福祉法等の一部を改正する法律 (H28.5 成立)

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講じるもの。

(主な改正内容)

I 児童福祉法の理念の明確化等

- ・子どもが権利の主体であること、家庭と同様の環境における養育の推進、市町村・都道府県・国の役割と責務の明確化

- II 児童虐待の発生予防
 - ・子育て世代包括支援センターの法定化
 - ・支援を要する妊婦等に関する情報提供
 - ・母子保健施策を通じた虐待予防
- III 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
 - ・市町村における支援拠点の整備
 - ・市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化
 - ・児童相談所設置自治体の拡大
 - ・児童相談所の体制強化
 - ・児童相談所の権限強化
- IV 被虐待児童への自立支援
 - ・親子関係再構築支援
 - ・里親委託等の推進
 - ・18歳以上の者に対する支援の継続

○ 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（H29.6 成立）

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講じるもの。

（主な改正内容）

- I 虐待を受けている保護者に対する指導への司法措置
- II 家庭裁判所による一時保護の審査の導入
- III 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大

○ 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（H30.7 関係閣僚会議決定）

平成30年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案も受け、増加する児童虐待に対応するための緊急対策を講じるもの。

（主な内容）

- I 緊急的に講ずる対策
 - ・転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底
 - ・子どもの安全確認ができない場合の対応（48時間ルールの徹底、立入調査の全国ルール化）
 - ・児童相談所と警察の情報共有の強化

- ・子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除
 - ・児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）の年内策定
- II 児童虐待防止対策のための総合対策
- ・児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化（児童相談所と市町村の役割分担、支援と介入機能のあり方の検討、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進）
 - ・児童虐待の早期発見・早期対応（健診未受診者等への対応、子育て世代包括支援センターの全国展開）
 - ・児童相談所間、自治体間の情報共有の徹底（ICTの活用）
 - ・関係機関（警察・学校・病院等）の連携強化
- 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）（H30.12 関係府省庁連絡会議決定）
- 緊急総合対策に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化
- （主な内容）
- I 児童相談所の体制強化
- ・児童福祉司を2022年度までに全国で2,020人増員
 - ・児童福祉司スーパーバイザー、児童心理司、保健師の増員
- II 市町村の体制強化
- ・市町村子ども家庭総合支援拠点の強化
 - ・要保護児童対策地域協議会の強化（常勤の調整担当者の配置）
- 緊急総合対策の更なる徹底強化について（H31.2 関係閣僚会議決定）
- 千葉県野田市の事案を踏まえ、子どもの安全を最優先に抜本的な体制強化を図るもの
- （主な内容）
- I 緊急安全確認
- ・児童相談所における在宅指導ケースの緊急安全確認
- II 新ルールの設定
- ・通告元の秘匿の徹底
 - ・要保護児童の学校等欠席が続く（7日間）場合の情報共有ルールの設定
- III 抜本的な体制強化
- ・児童虐待防止対策体制総合強化プランの推進

- ・児童福祉法の改正法案の検討
- ・教員向け対応マニュアルの共有

○ 児童虐待対策の抜本的強化について（H31.3 関係閣僚会議決定）

昨今の虐待相談件数の急増、昨年を目黒区の事案、今年野田市の事案等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図るもの。対策を実施するため、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を国会提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図るもの。

（主な内容）

I 子どもの権利擁護

- ・体罰の禁止
- ・子どもの意見表明権を保障する仕組みの検討

II 児童虐待の発生予防・早期発見

- ・支援を要する妊婦への支援の強化
- ・子育て支援拠点の設置促進
- ・相談・支援につながりやすい仕組みづくり
- ・学校等における虐待等に関する相談体制の強化

III 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ・児童相談所の体制強化
- ・児童相談所の設置促進
- ・市町村の体制強化
- ・子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討
- ・学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化
- ・DV対応と児童虐待対応との連携強化等
- ・関係機関間の連携強化等

IV 社会的養育の充実・強化

- ・里親の開拓及び里親養育への支援の拡充
- ・特別養子縁組制度の利用促進
- ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進

○ 民法等を一部改正する法律（R元.6 成立）

児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進するもの。

(主な改正内容)

I 養子候補者の上限年齢の引き上げ

- ・対象年齢を原則6歳未満から15歳未満に引き上げ

II 特別養子縁組の成立の手続きの見直し

- ・二段階手続の導入、実親の同意の撤回を制限

○ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（R元.6成立）

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化の措置を講ずるもの。

(主な改正内容)

I 児童の権利擁護

- ・親権者等による体罰の禁止
- ・懲戒権のあり方の検討
- ・児童の意見表明権を保障する仕組みの検討

II 市町村及び児童相談所の体制強化等

- ・介入機能と支援機能の分離
- ・弁護士、児童福祉司、児童心理司、医師及び保健師の配置
- ・児童相談所の業務の質の評価の実施
- ・児童虐待再発防止のための措置（保護者に対する医学的又は心理学的知見に基づく指導）
- ・児童相談所の体制の強化に対する支援のあり方の検討
- ・児童の福祉に関し支援を行う者についての必要な資質の向上を図るための方策の検討

III 児童相談所の設置促進

- ・中核市に対する児童相談所の設置支援

IV 関係機関間の連携強化

- ・連携強化すべき関係機関の明確化
- ・DV対応と児童虐待対応との連携強化
- ・児童が転居する場合の措置

V 検討事項

- ・一時保護その他の措置に係る手続のあり方の検討

○ 母子保健法の一部を改正する法律（R元.11成立）

現在予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置付け。各市町村について、産後ケア事業の実

施の努力義務を規定。

(4) 富山県のこれまでの取組みと課題

① 児童虐待の発生予防と早期発見

ア 母子保健、子育て支援関係施策

○ 各市町村で乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業が実施されている。また、子育て世代包括支援センター事業については、全市町村での実施が望まれるが、現時点で未実施の自治体もある。これらの事業をはじめ、予期しない妊娠や若年妊婦をはじめとした特定妊婦や産後うつへの支援、産後ケアの充実など、母子保健、子育て支援関係施策の充実が求められる。

イ 普及啓発

○ 毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、フォーラムの開催やポスター掲示、リーフレット配布等の啓発活動が実施されている。児童相談所の専用ダイヤル「189（いちはやく）」等の児童虐待通告窓口を周知することや、令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」で、親権者等による体罰の禁止が盛り込まれていることなど、県民への正しい知識の普及啓発が必要である。

ウ 発生予防・早期発見のための関係機関との連携

○ 保育所・幼稚園等や学校、医療機関、児童委員など、関係機関に対する研修や子ども虐待防止ハンドブックの配布により、虐待発見のポイントや発見時の初期対応等について周知が図られている。児童虐待の早期発見・早期対応は、虐待の重篤化を防ぐためにも重要であることから、県民・地域全体で子どもを見守り、小さなことからでも発見できるよう、県民への普及啓発と併せて、関係機関への啓発や専門性の向上に継続的に取り組む必要がある。また、要保護児童対策地域協議会における情報共有や役割分担による支援が適切に行われるよう、構成機関の専門性を強化する必要がある。

○ 核家族化の進行等により、家族や地域の子育て機能が低下し、子育てに対する不安感や負担感が大きくなっている中、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくため、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量の拡充と質の向上を図っていくことが必要である。また、子育て家庭に対し、子育ての不安感を解消し、適切な支援が図られるよう、適時適切な情報提供や関係機関、団体等の相談窓口の周知、相談体制の整備を図る必要がある。

○ 予期しない妊娠、知的障害や精神障害、経済的困窮、虐待の世代間連鎖等、児童虐待が起こる背景は多様であり、DVやひきこもり、不登校、いじめなど他の問題と重複するケースもあるため、民間も含めた様々な相談機関相互のネットワークの構築が必要である。

○ 学校における児童虐待防止・対応に関する対応強化のため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを十分に活用できる体制整備を進める必要がある。

○ 虐待のリスク要因の一つとされる発達障害等の特別な配慮を要する子どもがいる家庭への適切な支援が必要である。

② 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

ア 児童相談所における相談・支援体制

(人員体制)

○ 24時間365日の相談体制を確保している。児童福祉司（スーパーバイザーを含む）や児童心理司は、法令等に定める標準配置基準を満たしているほか、嘱託医や、要保護児童対応支援員（警察OB）、学習支援員（教員OB）、一時保護対応協力員、夜間電話相談員等の非常勤職員を配置し、必要な人員を確保している。今後は、法令等に基づいて、更なる児童福祉司等の増員をはじめ市町村支援児童福祉司、里親養育支援児童福祉司の配置を検討する必要がある。保健師については、現在保健師資格を有する職員が児童福祉司として配置されているが、児童福祉法の趣旨を踏まえた検討が必要である。また、児童福祉司や児童心理司について、近年、法令等に定める標準配置基準を満たすため増員して

いることもあり、経験の浅い職員が多くなっているため、職員研修の充実や人事異動における配慮なども含め、専門性の向上についての検討が必要である。

○ 平成 29 年の児童福祉法等の改正により、里親委託等の承認（児童福祉法第 28 条）の申立てがあった場合の保護者指導の勧告や、一時保護審査の導入など、児童等の保護について家庭裁判所の関与を強化する措置が講じられていることもあり、児童相談所の業務において法的な対応が必要な場面が増加することが想定される。また、威圧的な保護者への対応について、他の自治体で問題となった事例もあった。現在は、契約により弁護士と相談できる体制が取られているが、今後の法的対応の業務量の動向を留意しながら適切な体制整備が必要である。

○ 一時保護所における宿日直については、正規職員 1 名による対応となっているが、男女別や個別的支援への対応に課題があるため、今後職員体制のあり方について検討が必要である。

（必要な機能）

○ 国の緊急総合対策等により、転居事例の児童相談所間の対面引継ぎや、緊急性の高い事案についての 48 時間ルールの再徹底など、新たなルール等が打ち出されているため、これらにしっかりと対応する必要がある。

○ 令和元年の児童福祉法の改正等により、市町村支援児童福祉司及び里親養育支援児童福祉司の配置基準が法令で定められたため、必要な職員の配置により、児童相談所における市町村支援機能及び里親養育支援機能を充実する必要がある。

○ 令和元年 6 月の児童虐待の防止等に関する法律の改正により、保護者への指導を効果的に行うため、児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に児童に係る保護者への指導を行わせる、いわゆる介入機能と支援機能を分ける措置を講じなければならないとされていることから、このことについての適切な対応が求められる。なお、現在の児童相談所には経験の浅い職員が多いという実情を踏まえた対応が必要である。

- 虐待する保護者に対する支援プログラムについて、児童相談所職員への研修が実施されている。被虐待児の対応については、子どもの最善の利益を優先することが原則であるが、家族再統合につなげるためには保護者への適切な支援を行うことが重要であり、保護者に対する専門的な支援プログラムに取り組むことが必要である。

(関係機関との連携)

- 各児童相談所に警察官OBが配置されており、平成30年度には虐待ケースの情報共有に関する協定が締結されるなど、警察との連携が進んでいる。また、警察においては今年度、少年女性安全課が設置され、組織が強化されている。子ども家庭に関する必要な情報共有や法に基づく援助要請など、子どもの安全確保の場面において警察との連携は必要不可欠であり、お互いの立場への理解に基づく良好な協力関係を維持すべきである。

- 面前DVに関する児童虐待相談が増加していることや、他の自治体でDVと児童虐待が重複して起こる重篤な事案が発生していることから、配偶者暴力相談支援センター（女性相談センター、高岡市男女平等推進センター）と連携した対応が必要である。現状では、平成30年度の児童虐待相談対応件数のうち、女性相談センターとの連携による対応件数は5件程度となっており、実際に連携して対応する事案は少なく、事案に応じて必要な情報共有等が行われている。また、女性相談センターの一時保護所では、国の運営指針も踏まえ、他の入所者への配慮から、中学生以上の同伴男子児童の入所を受け入れていないが、児童相談所において男子児童の一時保護を受け入れ、連携した一時保護体制が取られている。さらに、高岡市男女平等推進センターに相談があったケースで、女性相談センターで一時保護した方が良いと判断される案件があれば、速やかに連携して対応されている。

児童相談所の要保護児童への支援と配偶者暴力相談支援センターのDV被害者への支援については、現状の法体系において、それぞれに求められる役割・援助観の違いがある。このため、連携強化のため施設を一体運営してはどうかとの議論もあるが、相談員が両者の業務を兼ねることは難しい(※)。また、女性相談センターが建築後10年しか経過していないことや、児童相談所と所管区域が違うといった事情もあるため、これらを踏まえ、要保護児童や要保護女子に寄り添った支援ができるよう、連携のあり方の検討が必要である。

(※) 婦人相談所はDV被害者に寄り添った支援を行う必要があるが、児童相談所は子どもの最善の利益のために、時に保護者の意思に反する措置をとる必要があり、同一の相談員がこの両方の支援を行うことは不適當な場合があるため、両者の連携や情報共有は必要であるが、相談員を兼ねることは適當ではない。

- 今年度 9 月補正予算において、児童相談所の情報管理システムの導入経費が計上されており、相談情報のデータベース化や各種手続きの省力化による業務の効率化が期待される。今後、国で検討されている都道府県間における情報共有システムの構築や、市町村との相談情報の共有による児童相談機能の強化について検討が必要である。
- 高岡児童相談所では、一部相談業務（要保護ケースの保護者への訪問や電話等の相談支援業務）を民間委託している。児童家庭支援センター等の民間機関との連携により、相談体制を強化することが期待できるが、現在県内には児童家庭支援センターが設置されていない。今年度中に策定される社会的養育推進計画に基づく児童養護施設等の多機能化・機能転換も求められる中、児童養護施設等やNPOなど民間機関との協力体制の構築、連携強化の取り組みが必要である。

(施設)

- 富山、高岡の両児童相談所ともに建築後 40 年程度経過し老朽化していることや、近年の積極的な人員体制強化により、職員の執務スペースが狭隘化していること、一時保護所について、子どもの生活・学習環境の向上や個別性への配慮が必要であることなど、施設についての課題が見られる。特に高岡児童相談所については、敷地が手狭であり、近隣駐車場が確保しにくいなど、課題がより切迫しているため、早急に施設の充実を図ることが必要である。富山児童相談所についても、同様に施設の課題があるが、富山市内の様々な相談支援機関との連携や富山市の児童相談所設置の課題もあることを踏まえて、引き続き検討する必要がある。

イ 市町村の児童相談体制

- 児童相談の一義的窓口である市町村の相談体制の充実・強化は重要な課題である。
- 要保護児童対策地域協議会は全市町村で設置されているが、調整担当者については、非常勤で配置されているところもあり、常勤の配置が

望まれる。また、県で調整担当者や構成員に対する研修が行われるなど、専門性の向上が図られている。引き続き、要保護児童対策地域協議会の専門性の向上に取り組む必要がある。

- 市町村子ども家庭総合支援拠点は 2 市で設置されている。未設置の市町村における設置の促進が必要であるが、専門人材の確保・育成や相談室等の施設整備が課題となっている。特に人材については、子ども家庭への支援に携わる職員のソーシャルワークの能力が支援の質に大きな影響を与えることから、職員の専門性の向上が必要である。また、市町村子ども家庭総合支援拠点は、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割を果たすことも期待され、子育て世代包括支援センターや児童発達支援センター等関係機関との連携による、子ども家庭への適切な支援が求められる。
- 児童養護施設等が設置する児童家庭支援センターが、専門性を活かし、市町村の相談業務をバックアップする体制を構築することが望ましい。
- 県では、これまでも要保護児童対策地域協議会への参加や虐待防止アドバイザー（精神科医）による助言、相談業務への助言、研修の実施等により市町村への支援を実施している。今後、児童相談所における市町村支援児童福祉司の配置や合同カンファレンス・研修の実施など、市町村への支援機能の充実を図ることが求められるほか、市町村と児童相談所の適切な役割分担のあり方についても、今後の国の検討も踏まえて、検討することが必要である。
- 富山市においては、必要な人材確保や育成等の課題もあり、現時点では児童相談所の設置を考えていない。国は、令和元年 6 月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」において、中核市における児童相談所の設置のため必要な措置を講ずるとしていることから、今後も富山市の動向を注視する必要がある。

③ 要保護児童の自立支援

ア 虐待を受けた子ども等へのケア

- 児童虐待の影響等により、心理的な課題を抱える子ども等に対しては、児童心理司による心理療法やカウンセリング等に加え、必要な場合には、精神科医によるカウンセリングを実施するなど、心理的ケアが図られている。また、親子分離が必要な場合は、里親委託や児童養護施設等への入所措置など代替養育による支援を行っている。代替養育について、県内には児童心理治療施設はないが、児童養護施設や児童自立支援施設、医療機関（児童精神科医）の連携により対応している。心理的ケアは専門的な機関が担うべきであり、児童精神科の医療体制の充実のほか、児童養護施設、児童自立支援施設等の心理職の充実や、これら関係機関の連携を推進し、対応する必要がある。なお、児童心理治療施設については、国の社会的養育推進計画策定要領において、今後、施設の運営や新たな設置についての方向性を示すとされているため、その動向を注視し、対応する必要がある。

イ 親子関係の再構築

- 児童福祉司及び児童心理司による継続的な指導や、精神科医や民間団体の協力も得て、保護者のグループカウンセリング、訪問指導等による、家族再統合の取組みが実施されている。ただし、実際に親子分離に至った後一定期間を経過すると、家庭復帰を目指すことができる事例が少なくなる。また、保護者との対立が生じ支援が困難となる場合も多い。しかしながら、そうした場合でも、面会や外出から親子交流を始めると、現実に即してそれぞれの段階に応じた支援を行うことは重要である。また、保護者への適切な支援を行うため、保護者に対する専門的な支援プログラムにも取り組む必要がある。さらに、家庭復帰した場合、要保護児童対策地域協議会の活用により、関係機関と連携した見守り・支援が必要である。

ウ 社会的養護の充実

- 児童福祉法の家庭養育優先原則の理念のもと、児童虐待など家庭における養育が困難又は適当でない場合、パーマネンシー保障となる特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち家庭における養育と同様の養育環境である里親等への委託を進めることが求められる。また、これらが適当でない場合には、できる限り良好な家庭的環境である小規模

かつ地域分散化された施設での養育が求められる。これらを進めるにあたっては、子どもの最善の利益の優先を考慮しなければならない。

○ 平成 30 年度末時点での里親等委託率は 18.5%であり、今年度中に策定される社会的養育推進計画に基づき、里親等委託を推進する必要がある。(全国比較ができる平成 29 年度末時点では 18.6%で、全国平均の 19.7%は下回るものの、全国中位(22 番目、指定都市、児童相談所設置市除く)となっている。)里親支援については、乳児院の指定管理者である日本赤十字社富山県支部に里親支援機関事業が委託されており、里親制度の普及啓発や、里親への相談支援、研修などが実施されている。一方、県内の児童養護施設では、里親支援専門相談員が設置されていない。国においては、里親のリクルート、研修、支援などを里親とチームになって一貫して担うフォスターリング機関による包括的な支援体制を構築することが不可欠とされているため、一貫した体制のもとに継続した支援を行うことができるよう、導入に向けた検討が必要である。

○ 乳児院や児童養護施設等について、小規模かつ地域分散化された施設となるよう施設整備を促進するほか、養育の質の向上のため、心理職の充実など職員の専門性の向上や児童精神科等の医療との連携による高機能化に取り組む必要がある。また、多機能化・機能転換により、施設の専門性を活かして、特定妊婦や地域の子ども家庭及び里親家庭の養育支援を行うなどの取組みを促すことが必要である。

○ 里親委託や施設入所等の措置等にあたっては、子どもの意見表明権の保障に留意し、できるだけ子どもの意見を反映することが必要である。

エ 措置解除後のアフターケア

○ 児童養護施設による就業支援や退所児童へのアフターフォローのほか、社会的養護自立支援事業や自立支援資金貸付事業により、18 歳(措置延長の場合は 20 歳)を超え措置解除された者に対する生活支援、居住支援が行われている。社会的養護経験者の自立を促進するため、必要な人へ支援が行きわたるよう、社会的養護自立支援事業等の制度の周知を行い、利用を促進する必要がある。

3 基本的な考え方

子育て支援・少子化対策に係る「基本計画の中間報告（案）」（令和元年8月8日、富山県子育て支援・少子化対策県民会議第2回基本計画策定部会）に掲げられている目指すべき社会の姿「子どもの笑顔と元気な声があふれる 活気ある地域社会」の実現に向けて、取り組むべき重要な施策の一つとして、児童虐待防止対策の更なる充実・強化を図ることが必要である。

また、児童虐待防止対策を進めるうえで基本となる考え方として、児童福祉法に掲げる、児童の福祉を保障するための原理を改めてここに確認し、施策の実施にあたってはこの原理を常に尊重する必要がある。

（児童福祉法）

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

4 具体的な方策

(1) 児童虐待の発生予防と早期発見

観点① 児童虐待が起こらない環境づくり

- 子育ての孤立を防ぐため、市町村における地域子ども・子育て支援事業（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等）の充実を図ること。
- 子育て世代包括支援センターの全市町村設置を働きかけること。特定妊婦の把握や支援等、母子保健、子育て支援関係施策の充実を図ること
- 若い世代が電話よりもSNSでコミュニケーションをとることが多いことを踏まえ、SNS等の活用など相談手段の多様化を検討すること
- 児童虐待の早期発見にも資するよう、学校において養護教諭をはじめ、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用による相談体制を一層充実すること
- 親権者等による体罰の禁止など、児童虐待に関する県民の正しい理解を促進すること。体罰によらない子育ての普及を図ること
- 子どもが心身ともに健やかに成長するよう、放課後子ども教室や放課後児童クラブ、児童館など、学校・家庭・地域等が密接に連携した取組みを推進すること

観点② 関係機関との連携強化による発生予防・早期発見

- 児童相談所全国共通ダイヤル「189」など、児童虐待通告の窓口の周知を図ること
- 関係機関が正しい知識を持って通告につなげられるよう、虐待を発見するポイントや初期対応のノウハウの啓発など、子どもとの接点が多い保育所・幼稚園等や学校、医療機関、民生委員児童委員など関係機関への

普及啓発や研修等の充実を図ること

- 社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、雇用などの様々な機関がネットワークを作り、支援できるよう、関係機関のネットワーク作りやワンストップ相談窓口の整備、支援人材の育成を図ること
- 発達障害等の特別な配慮を要する子どものいる家庭に早期にアプローチし、適切な支援を行うため、乳幼児健診等から児童発達支援センター等での相談支援を経て、専門医療機関への早期受診や適切な障害福祉サービスの利用につながるよう、体制整備を促進すること

(2) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

観点③ 児童相談所・一時保護所の充実

(人員体制)

- 児童福祉司や児童心理司、児童福祉司スーパーバイザーについて、児童福祉法等の配置基準に基づく増員を図ること
- 人材育成を図ったうえで、市町村支援児童福祉司、里親養育支援児童福祉司を配置すること
- 保健師の専任配置を検討すること
- 国の虐待・思春期問題情報研修センター事業の積極的な活用や県主催研修の充実などにより、児童福祉司、児童心理司や一時保護所の福祉指導員等の職員の専門性向上を図ること
- 児童福祉司や児童心理司の人事異動について、研修効果の持続性やスーパーバイザー育成の観点から、児童相談所での職務経験を積むことができるよう配慮すること。また、経験の浅い職員に対し適切な指導を行うこと
- 法的対応業務に支障を生じないよう、弁護士の助言・指導を適時適切に受けられる体制整備を図ること

- 一時保護所の宿日直体制のあり方について必要な検討を行うこと

(施設)

- 人員体制の強化に対応し、児童相談所の機能を最大限発揮できるよう、施設を拡充すること

- 施設の拡充においては、市町村支援機能や保護者支援機能、里親養育支援機能の更なる充実・強化を図る必要があることを考慮すること

- 一時保護機能について、短期であっても生活の場であることから、個別性に配慮した生活環境や学習環境を整えるなど、子どもが安心できる環境の整備に配慮すること

- 富山児童相談所については、①法律で今後5年間をめどに国が中核市で児童相談所を設置できるよう必要な措置を講ずるとしていることや、②富山市内の様々な相談機関（女性相談センター等）との連携の課題もあることから、引き続きこれらの課題を整理し施設のあり方について検討すること。なお、暫定的に、手狭となっている現施設を拡充する必要がある

- 高岡児童相談所については、現在の施設の課題がよりひっ迫していること、他の相談機関との連携についても比較的課題が少ないことから、速やかな全面移転改築が必要である。その際には、県西部地域からのアクセスや、子どもが安心できる環境が実現できる場所への移転に配慮すること

- 児童相談所の施設整備に際しては、別紙の「児童相談所整備方針案」に留意すること

(その他)

- 児童相談所の専門性を最大限発揮するため、市町村との連携や役割分担のあり方、民間のノウハウの活用を積極的に検討すること。また、市町村の体制・専門性の強化や民間団体の育成・支援を積極的に進めること

- 一時保護児童の意見表明権を保障するため、権利ノートの配布や第三

者による意見の酌み取り等の具体的な方策を検討すること

- 児童相談所（一時保護所を含む）の業務の第三者評価について、国における標準的な指標や実施方法等についてのガイドラインの検討も踏まえて、実施を検討すること
- 国で検討されている都道府県間における情報共有システムの構築について、適切に対応すること
- より効率的な業務実施のため、ICTやAIの活用について、国や他県等の状況も注視し研究すること
- 外国人の子ども家庭の増加傾向が見られるため、児童相談所においても、多言語に対応できる相談体制整備について検討すること

観点④ 親子分離（介入）と保護者支援の両立

- 介入機能と支援機能は一体不可分の面があることや、富山県の現状では経験の浅い職員が多くなっている実情を踏まえ、事務分担については、当面、現状の地区担当制を基本として、職員の業務全体への習熟を促しながら、個々のケースの状況に応じて、一時保護等の介入を行った児童福祉司以外の者に保護者への支援・指導を行わせる対応が望ましい。なお、他県の状況も研究し、将来的な組織のあり方の検討も含め、本県の介入機能と支援機能の役割分担の有効性について検証し、必要な見直しを行うこと
- 子どもの安全確保を最優先に、必要な場合は躊躇なく一時保護を行うこと
- 医師や児童心理司によるカウンセリングや、ノウハウを有する民間団体の活用などによる保護者支援プログラムの実施など、保護者支援機能の充実・強化を図ること
- 子どもの最善の利益に留意しつつ、家族再統合に最大限努力すること
- 子どもが里親等委託や施設入所となった場合でも、子どもの養育状況に

ついて市町村と情報共有し、帰省中の家庭訪問等、継続的な支援ができるよう体制づくりを行うこと

観点⑤ 児童虐待とDVが重複して起こる事案への対応など、他機関との連携が必要な事案への対応

(DV対応との連携)

- 国が策定するとしているガイドラインの検討結果も踏まえ、合同カンファレンスの実施、一時保護・措置解除の際の取り決めの策定、事案に応じた合同チームの結成等、児童相談所と配偶者暴力相談支援センター(女性相談センター、高岡市男女平等推進センター)が連携して事案に対応できる体制整備を図ること
- 女性相談センターが児童相談所との合同カンファレンス等の実施や市町村要保護児童対策地域協議会へ参加するなど、DV対応と児童虐待対応の連携強化に対応できるよう、また、一時保護を必要とするDV被害者に同伴する子どもを適切な環境において保護できるよう、女性相談センターの人員等の体制の強化を検討すること

(他の機関との連携)

- 子どもの安全確保のため、情報共有や援助要請の実施等、警察との適切な連携を推進すること
- 子どもの心理的負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの2次被害を防止するため、警察や検察との連携による協同面接を適切に実施すること
- 生活困窮世帯、ひとり親家庭、ひきこもり、いじめ、発達障害等、家庭における様々な課題にかかわる専門機関・支援施策との連携を図ること

観点⑥ 市町村の相談体制の強化／児童相談所と市町村の連携強化

- 児童相談にあたる職員が、子どもの権利を守ることを最優先としたソーシャルワークを行うことができるよう、専門性の向上を図ること
- 要保護児童対策地域協議会の専門性の向上を図ること。また、調整担当

者については、常勤での設置を働きかけること

- ソーシャルワークを中心とした機能を担う、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進すること。その上で、子育て世代包括支援センターとの一体的運用を図り、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図ること。
- 児童相談所においては、市町村支援児童福祉司の配置や、市町村との定期カンファレンス、巡回指導の実施などにより、市町村支援機能の充実・強化を図ること
- 市町村との適切な協働と役割分担のあり方について、国の検討の状況を踏まえて、検討・協議すること。市町村と児童相談所の共通リスクアセスメントシートを活用し、共通認識の上でケース対応を行うこと
- ケースの適時の進行管理による支援の抜け落ち防止を図るなど、連携した子ども家庭支援を行うため、市町村と児童相談所の相談情報共有のあり方について検討すること
- 中核市における児童相談所の設置について、今後も富山市との情報共有を図るとともに、全国の動向を注視し、設置する場合には県としても協力・支援すること
- 基礎自治体である市町村は、子育て支援、母子保健、保育、学校教育、障害福祉等、多様な市民サービスを担っており、これらの領域を超えた多様な支援が必要であることから、こうした市町村事業の充実や施策の連携の推進について、適切な支援や助言等を行うこと

観点⑦ 民間団体の育成・活用

- 市町村や児童相談所の業務を協働できるようなNPO等民間団体の育成・支援に取り組むこと。
- 民間のノウハウの活用等を積極的に検討すること
- 児童養護施設等に児童家庭支援センターの設置を促し、地域家庭の支

援や虐待対応で市町村をバックアップできる体制整備を図ること

(3) 要保護児童の自立支援

観点⑧ 心理的課題を抱える子どもたちへのケア

○ 心理的課題を抱える子どもたちの代替養育については、現状において児童精神科医の確保が全国的な課題となっていることなどを踏まえ、当面は、既存の児童養護施設における心理療法担当職員の配置等によるケアの充実や、児童精神科等の医師との連携、児童自立支援施設である県立富山学園の活用を推進すること

○ 児童精神科医の育成・確保に努めること

観点⑨ 社会的養護の充実

○ 子どもの最善の利益を優先し、社会的養育推進計画に基づく取組みを進めること

○ 家庭養育優先の観点から、里親等委託を推進すること。なお、里親等委託については、個々のアセスメントの結果によって判断されるべきであり、数値目標の達成のために機械的に措置が行われるべきものではないことに留意すること

○ 里親の新規開拓や専門性の向上、里親養育の支援体制の充実を図るため、これらの業務を包括的に行うフォスタリング機関の育成・支援を図り、里親とチームになってより質の高い里親養育を実現できる支援体制整備を図ること

○ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化・機能転換の推進にあたっては、施設の十分な理解を得て、必要な人材育成や財政支援を行い進めること

○ 施設退所者等へのアフターフォローや支援の充実を図ること

(4) 今後の児童虐待防止対策の推進体制

観点⑩ 施策の推進管理

- 富山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会を活用するなど、今後の児童虐待防止対策の実施状況を定期的に報告して意見を聴取し、施策を適宜見直すこと

富山県児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会及び児童相談体制強化専門部会の設置趣旨等

I 児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会

1 趣旨

近年の児童虐待相談対応件数の増加や、他自治体において児童虐待に関する痛ましい事件が発生していることを踏まえ、富山県においてこのような事件が起きることのないよう、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応のための必要な施策の充実や体制の強化を図るため、関係機関や学識経験者からなる有識者会議を設置し検討を行うもの。

また、児童福祉法の理念のもと、社会的養育の充実を図るため、今年度、富山県家庭的養護推進計画を見直すこととしており、改定計画案について併せて検討を行うもの。

2 検討事項

(1) 富山県の児童虐待防止対策について

【主な論点】

- ・ 児童相談所の体制の強化
- ・ 市町村の相談体制強化に対する支援や市町村との連携の強化
- ・ 関係機関との連携の強化

(2) 富山県家庭的養護推進計画の見直しについて

【主な論点】

- ・ 里親委託の推進について
- ・ 施設の小規模化、多機能化・機能転換について

II 児童相談体制強化専門部会

1 趣旨

児童虐待防止対策の充実及び社会的養育推進計画の策定について検討するため設置された、児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会において、児童相談所の体制強化等、児童虐待防止対策について部会を設けて審議することとされたため、設置するもの。

2 検討事項

- (1) 児童相談所の機能・体制の充実・強化
- (2) 市町村児童相談体制の充実・強化について

児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会 委員名簿（五十音順）

（委員）

阿尾 行将	富山県中学校長会 会長
朝日 重剛	富山県児童クラブ連合会 会長
安念 恵子	富山県市町村保健師研究連絡協議会 会長
飯野 義明	富山県小学校長会 会長
尾崎 憲子	富山県社会福祉協議会 副会長
勝田 民	富山県PTA連合会 副会長
◎金岡 克己	富山県経営者協会 会長
釜土 美紀	富山県里親会 会長
神川 康子	青少年育成富山県民会議 会長
川並 利治	金沢星稜大学 人間科学部 教授
菊 賢一	富山県弁護士会 会長
北岡 勝	富山県人権擁護委員連合会 会長
小島 伸也	富山県保育連絡協議会 会長
田村 豊嗣	富山県民生委員児童委員協議会 副会長
土肥 恵里奈	株式会社マラスキー 代表取締役
畠山 遵	富山県私立幼稚園・認定こども園協会 会長
銘形 高雄	富山県児童養護施設連絡協議会 会長
○宮田 伸朗	富山短期大学 学長
村上 美也子	富山県医師会 副会長
和田 麗子	富山県母親クラブ連合会 会長
中村 正美	富山市子ども家庭部 部長
鶴谷 俊幸	高岡市福祉保健部 部長
矢田 厚子	魚津市民生部 部長
畑 進	砺波市教育委員会事務局 事務局長

（特別委員）

柏女 霊峰	淑徳大学 総合福祉学部 教授
宮島 清	日本社会事業大学 専門職大学院 教授
麦野 英順	富山経済同友会 代表幹事

◎：座長 ○：副座長

児童相談体制強化専門部会 委員名簿（五十音順）

（委員）

安念 恵子	富山県市町村保健師研究連絡協議会 会長
五十嵐 登	富山県立中央病院 小児科部長
石原 るり子	富山県民生委員児童委員協議会 児童福祉推進委員会委員
大津 典子	グループ女網 代表
川並 利治	金沢星稜大学 人間科学部 教授
車 司	富山県社会福祉協議会 専務理事
作井 康人	作井法律事務所 弁護士
温井 範子	富山県立乳児院 院長補佐
藤田 千恵	NPO 法人子どもの権利支援センターぱれっと 副理事長
銘形 高雄	富山県児童養護施設連絡協議会 会長
宮田 徹	富山国際大学 教授
◎宮田 伸朗	富山短期大学 学長
森 昭憲	富山県リハビリテーション病院・子ども支援センター 小児科部長

（特別委員）

柏女 霊峰	淑徳大学 総合福祉学部 教授
宮島 清	日本社会事業大学 専門職大学院 教授

◎：部会長

児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会 開催経過

区分	開催日	主な議題
第1回検討委員会	平成元年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会の運営 ・ 児童虐待防止対策の現状と課題 ・ 社会的養育推進計画の策定
第1回専門部会	平成元年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談体制強化専門部会の運営 ・ 児童相談体制の現状と課題
第2回専門部会	平成元年11月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止対策にかかる今後の取組みの方向性
第2回検討委員会	平成元年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止対策にかかる今後の取組みの方向性 ・ 社会的養育推進計画素案
第3回専門部会	平成2年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止対策に係る提言案 ・ 児童相談所整備基本構想案
第3回検討委員会	平成2年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止対策に係る提言案 ・ 児童相談所整備基本構想案 ・ 富山県社会的養育推進計画案

児童相談所整備方針

I 各児童相談所の概要

1 所在地

【富山児童相談所】

住所：富山市東石金町 4-52

アクセス：富山地鉄バス「西長江」バス停から、徒歩 3 分

富山地鉄バス「不二越正門前」バス停から、徒歩 6 分

【高岡児童相談所】

住所：高岡市本丸町 12-12

アクセス：JR「越中中川駅」から、徒歩 8 分

万葉線「広小路」電停から、徒歩 2 分

広小路バス停から、徒歩 2 分

2 沿革

【富山児童相談所】

昭和 23 年 5 月 6 日 富山市桜町 平和建設婦人同盟内に児童相談所を設置

昭和 24 年 3 月 30 日 富山市総曲輪 とやま東別院境内に新築移転

昭和 33 年 12 月 26 日 富山市曙町に新築移転

昭和 56 年 5 月 26 日 現在地に新築移転。以来 38 年経過。

【高岡児童相談所】

昭和 23 年 5 月 5 日 高岡市丸の内にて業務開始

昭和 27 年 8 月 1 日 高岡市あわら町に移転。新庁舎新築（木造、327.55 m²）

昭和 54 年 3 月 26 日 現在地に新築移転。以来 40 年経過。

3 敷地及び建物

【富山児童相談所】

	児童相談所	一時保護所
延床面積	765.59 m ²	352.12 m ²
建設年月（築年数）	昭和 56 年 5 月（築 38 年経過）	
構造	鉄筋コンクリート造一部 2 階建	

【高岡児童相談所】

	児童相談所	一時保護所
延床面積	544.79 m ²	229 m ²
建設年月（築年数）	昭和 54 年 3 月（築 40 年経過）	
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	

II 児童相談業務の概要

1 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能

2 相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能

3 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護を行う機能

4 里親に関する機能

里親の普及啓発から里親の選定及び里親と子どもとの間の調整並びに子どもの養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援を行う機能

5 措置機能

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する機能

III 児童相談所の現状と課題

1 建物

建築後約 40 年が経過し、施設全体が老朽化している。

2 相談所部分

(1) 体制強化に伴う狭隘化

児童福祉司の増員など、児童相談所の体制強化に積極的に取り組んできた結果、施設全体が狭隘化してきている。

事務スペースや会議室については、来年度以降も職員の増員の検討が必要であるが、既に余裕が乏しい状況となっている。特に高岡児童相談所については、現時点で他の部屋を事務室へ転用して対応しており、現在の建物内でのこれ以上の事務スペース拡充は困難である。

また、職員の増員に対し、相談室の数が限定的であるため、相談業務に支障を生じかねず、相談室の拡充が必要であるほか、相談記録を保存するための書庫の確保が必

要である。

さらに、児童の行動を観察するためのプレイルームや医務室が手狭となっているため、拡充が必要である。

(2) カンファレンス機能

児童相談所には、市町村支援やDV対応との連携など、関係機関との更なる連携強化が求められており、今後、合同カンファレンスや研修を主催するなど、積極的な取り組みが求められるため、会議室の拡充が必要である。

(3) 駐車場の不足

来客及び職員用の駐車場スペースが限られており、確保が必要である。

特に、高岡児童相談所については、現在地では近隣駐車場を含め、その確保が困難である。

3 一時保護所部分

(1) 児童の特徴・問題の多様化への対応

居室数や居住空間が限られており、一時保護児童の性別、年齢、処遇（被虐待児と非行児童の区分、病気療養の区分等）等、居室の個室化など個別性に配慮した環境整備が必要である。また、児童の学習環境や居住性の向上のため、生活（食事、余暇活動）のスペースと学習活動を行うスペースの区分や、適度な運動や余暇活動などが十分にできるスペースの確保が必要である。

また、特に高岡児童相談所については、一時保護所と児童相談所の相談部門が隣接しているため、一般来所者の立入防止への配慮が必要であるといった、安全性の確保の課題がある。

(2) 宿日直体制

夜間宿直や日直については、職員1名での対応となっており、男女別や個別的支援の対応に課題がある。

IV 対応の方向性

【富山児童相談所】

建築後38年を経過し、今後の体制や機能の充実・強化の必要性や、一時保護環境の向上の必要性なども勘案すれば、施設の拡充は不可欠であるが、

- ・中核市である富山市の児童相談所設置に係る動向等を見極める必要があること、
 - ・富山市内にある他の相談機関（女性相談センター、障害者相談センター、子ども発達支援センター等）との連携のあり方について、さらに検討する必要があること、
- から、現時点で本格的な施設の拡充を検討することは困難であるため、今後、引き続き課題を整理して検討していく必要がある。

また、当面の人員体制強化に対応する必要があることから、緊急的な小規模の施設改修が必要である。

(人員増の見込(児童福祉司・心理司含む) R元:34人、R4:43人、R6:44人)

【高岡児童相談所】

建築後40年が経過し、富山児童相談所と同様の課題を抱えている中、富山児童相談所と比べてもより施設が狭隘であるなど、課題がひっ迫している高岡児童相談所を優先して施設の拡充を行う必要がある。また、現地では施設の拡充に不十分であるほか、駐車スペースの確保の面でも課題があることから、現地での増改築は現実的でなく、全面移転改築する必要がある。

(人員増の見込(児童福祉司・心理司含む) R元:30人、R4:35人、R6:37人)

V 児童相談所の施設拡充にかかる基本的な考え方

1 相談所部分

(1) 専門的な支援の提供

- ・児童相談所機能の最大限の発揮
- ・多様なニーズに対応できる相談、判定用設備の確保
- ・法改正等による今後の専門職員の増員に対応した執務環境の確保

(2) 関係機関との連携確保

- ・市町村、保育所、学校、医療機関、民生・児童委員、配偶者暴力相談支援センター等との連携確保
- ・児童養護施設等、里親等への支援の強化
(会議室、ミーティングスペースの確保)

2 一時保護所部分

(1) 子どもたちが、安らぎと癒しを感じられる環境づくり

- ・ゆとりある居住空間とより心地よい生活空間の確保
- ・子どもたちの個性に対応できる施設設備の整備
- ・代替養育の場として、子どもの生活の充実を図る

(2) 子どもの権利擁護機関としての責務

- ・セキュリティ及びプライバシーへの配慮

VI 児童相談所の整備方針

Vの基本的な考え方を踏まえ、以下の方針に基づいた整備を進めること

1 立地

利用者の利便性を考慮し、公共交通機関からのアクセスや十分な駐車場スペースの確保が可能であり、行政機関等と密接な連携が可能な場所であること。また、一時保護所も併設するため、落ち着いた環境であること。

2 施設の規模

(1) 規模

- ・Ⅱで述べた課題を解消するため、施設を拡充すること。
- ・近年新設された、他の自治体の児童相談所を調査のうえ、必要十分な規模とすること。

(2) 施設計画

- ・気軽に相談に来られるような、分かりやすく温かく明るい施設とすること。
- ・相談者のプライバシーが守られる施設とすること。
- ・子どもの自立や家庭を支援する多様な機能を有する施設とすること。
- ・市町村や里親養育を支援する機能を有する施設とすること。
- ・一時保護所児童が癒され、人権が守られる家庭的な雰囲気のある施設とすること。
- ・一時保護児童に快適な生活、学習環境を提供する施設とすること。
- ・環境への負荷及びライフサイクルコストの低減に配慮した施設とすること。

(3) 配置計画

一時保護所の居室は男女で明確に分離できる配置とし、さらに、子どもの安全やプライバシーに配慮した配置とすること。

3 備えるべき施設機能

(1) 相談機能

室名等	概要
< 拡 > 全体	<ul style="list-style-type: none">・施設全体についてバリアフリーに配慮し、エレベーターを設置すること・エントランスから事務室へ声をかけられる構造とすること・プライバシーに配慮した待合室を整備すること・授乳室を設けること・監視カメラや人感センサー付照明等の防犯設備の設置等、セキュリティに十分配慮すること
< 拡 > 相談室	<ul style="list-style-type: none">・相談室を増やし、相談機能に支障をきたさないこと・様々な来所者（障害者、乳児、保護者等）が利用しやすい相談室を確保すること・威圧的な保護者等の対応のため、職員の安全確保にも配慮した相談室とすること・観察のためのワンウェイミラー等を備えた相談室を設けること。また、協同面接にも使用できる録画設備を整備すること・相談者のプライバシーに配慮するため、「使用中」がわかる表示灯を設置すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・相談所来所者から一時保護所や屋外運動場の様子がわからないよう工夫すること
<拡>心理判定室	<ul style="list-style-type: none"> ・心理判定室を増やし、児童のアセスメント機能に支障をきたさないこと ・子どもの状態によって選択ができるよう内装や備品（テーブル、椅子等）を工夫すること ・椅子に座って検査をすることが難しい子どものために、床に座って検査ができる部屋を設けること
<拡>集団遊戯治療室・観察室	<ul style="list-style-type: none"> ・集団における児童の行動を観察するため、隣接する観察室との間にはワンウェイミラーを設けるとともに、児童が自然体でいられるよう、落ち着いた雰囲気とすること
乳児発達検査室	<ul style="list-style-type: none"> ・室内全体をほふく可能な床とすること ・明るい雰囲気の室内となるよう工夫すること
箱庭治療室	<ul style="list-style-type: none"> ・明るい雰囲気の室内となるよう工夫すること
<拡>医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所から来所者対応エリアを通らず入室できる位置とすること
<拡>事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正等に伴う人員体制の強化に対応するとともに、支援の質の向上に資する快適な執務環境を整備すること ・非常時に備え、セキュリティ機器の表示機能を集約すること
<拡>会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議だけではなく、市町村支援機能やDV対応との連携など、関係機関との更なる連携強化のため、合同カンファレンスや研修等にも活用できるよう拡充すること ・他機関との連携に対応するため、テレビ会議システムの導入を検討すること
<拡>書庫	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事案の増加・複雑化等による行政文書の増加に対応し、相談記録を適切に保存・管理できるようにすること

(2) 一時保護機能

室名等	概要
<拡>全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりのある心地よい生活・学習環境を確保するため、居室やプレイルーム、学習室等を拡充すること ・入所児童の様子を確認するため、できるだけ死角を作らないように配慮すること ・相談所への来所者が一時保護所へ迷い込まないよう、配慮すること。

＜拡＞児童居室	<ul style="list-style-type: none"> ・個別性に配慮できるよう、男女別に確保し、個室を設置するとともに、多様なニーズに対応できるよう複数人用居室、幼児用居室も設置すること
【新】静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・自傷行為のおそれや感染症に罹患等の特別な配慮が必要な子ども等、子どもの状況に柔軟に対応できるよう、静養室を別途設けること
＜拡＞食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・食事専用の場所を確保し、生活にメリハリをつけること
＜拡＞学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・学習専用の場所を確保し、生活にメリハリをつけること。
＜拡＞プレイルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・日中の共同生活の中心となる場所として、プレイルームを設けること。
＜拡＞厨房 調理員控室	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理を徹底すること。
浴室、脱衣所、 洗面室、トイレ、洗濯室	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別に整備すること。
【新】事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉指導員等の執務スペースを設けること。
＜拡＞宿直室	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間等の宿日直体制を強化できるよう、対応すること。
夜間電話相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間電話相談員の相談室を設けること。 ・職員との連携を可能とするため、居室及び宿直室に近い位置とすること
運動場	<ul style="list-style-type: none"> ・入所児童が体を動かすことができるスペースを設けること ・児童のプライバシー保護や不審者の侵入防止に配慮すること